そこが聞きたい!! 一般質問

一般質問のようすは、インターネットで配信をしています。２次元コードから、該当議員の動画へアクセスできます。
（パソコンやスマートフォンで視聴できます。閲覧可能期間は２年間です）

☑ 一般質問は、議員が市政全般について、自由なテーマで市長に質問・政策提言を行うもので、市民の声を市政に届けるものです。12月定例会では、16名の議員が一般質問を行いました。ここでは、質問と答弁の一部をご紹介します。なお、質問の内容は、質問した議員が作成しています。

ここに掲載していない一般質問の質問の概要は、ホームページでご覧いただけます。ホームページをご覧になれない方には、ＦＡＸか郵送でお届けしますので、議会事務局にご連絡ください。☎04-2968-6572

マイナンバーカードに保険証を登録すると、取り消せない！

猪股　嘉直（日本共産党）

録画配信の
２次元コード

◆マイナンバーカードの保険証登録

保険証利用の登録後は取り消しができないことを説明しているか。

健康推進部長 登録後の取り消しについては、特に説明していない。

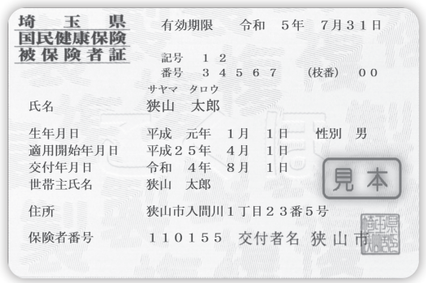

個人番号カードで保険証どうなる

◆安倍元首相の国葬

半旗掲揚の法律はあるか。また、市の認識は。

企画財政部長 半旗掲揚について定めた法律はないが、国際的にも弔意を表す方法として様々な国や地域で広く実施されているものと認識している。

◆国民健康保険税

子育て世帯の国民健康保険税均等割軽減措置を拡充する考えは。

健康推進部長 国が少子化対策として優先的に取り組むべき課題と捉え、令和４年４月から国や県の財政支援の下、子育て世帯の負担軽減が図られており、引き続き国民健康保険の保険者の立場から、全国市長会などを通じて、対象者や軽減幅のさらなる拡充について国に要望していく。

その他のテーマ
▶ 国と国との戦いはワールドカップなどスポーツで！

自助・共助・公助、言い尽くされた中に安心・安全がある

千葉　良秋（自由民主党）

録画配信の
２次元コード

◆自助の重要性、共助による地域の安心、公助による災害復旧

①自ら災害に備える「自助」の重要性は大変大きい。狭山市防災基本条例制定後における啓発活動への取り組みは。

②狭山市は自治会と防災協定を結び、避難行動要支援者の避難支援体制づくりを推進しているが、自治会や共助を行う地域への支援は。

③大きな災害が発生した際の迅速・的確な対応のための取り組み、県などの他団体との連携は。

危機管理監 ①狭山市防災基本条例制定後、市公式ホームページや広報さやまに掲載することはもとより、各地区の自治会連合会定例会や出前講座、各種防災訓練など、様々な機会を捉えて啓発を行っている。

②地域支援者である自治会、民生委員・児童委員、消防団、狭山警察署及び狭山消防署に、毎年最新の避難行動要支援者名簿を提供するとともに、本協定の概要や支援者の平時の取り組み、災害時の名簿の活用方法を説明するなどの支援を行っている。

③災害発生時には、市内の被害情報や避難情報などを県が運営する災害オペレーション支援システムにより情報共有が可能となっており、県内の全市町村、全消防本部・消防局、警察本部・警察署、国、ライフライン事業者などの防災関係機関が利用することで連携が可能である。

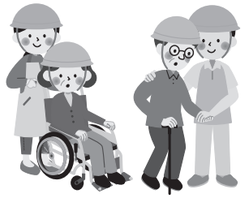

助け合いで迅速に避難

校則は適切な状態か、地域の声はどこで聞いてもらえるのか

笹本　英輔（改進）

録画配信の
２次元コード

◆現代社会に合わない校則は改定を

市教育委員会が現代の風潮をとらえてモデルとなる校則を示しては。

学校教育部長 現在、学校のきまりをホームページ上で公開し、広く意見をいただく体制が整えられている。今後、校則の内容や見直し状況を調査し、国や県の動き、社会状況などを踏まえて、必要に応じて校則を見直すよう促していく。

◆校則に対する意見はどこに届ければよいのか

地域の皆様、児童生徒から意見を聞く「窓口」はどこか。

学校教育部長 校則は学校長の権限で定められていることから、その役割を主に担っているのは校長、教頭と生徒指導主任である。

◆子どもたちの声をきちんと受け止められる環境整備を！

現状の校則は適切で何も問題なく良好な状態なのか。

教育長 現在の校則は、学校や地域の状況、時代の変化などに応じて適切に定められている。まずは中学校の生徒会で検討を促すなどして、生徒の意見などを取りまとめ、その後、校則の見直しが必要であれば、保護者、ＰＴＡ運営委員会と学校運営協議会などの意見を踏まえて、見直しを進めていくよう校長会議などを通じて指示していく。

生徒指導提要は12年振りに改訂

その他のテーマ▶ 長期休み中の習熟度別学習は
▶ 図書館の貸出・返却郵送サービスの提案など

消防団の金品受領は条例で禁止　消防後援会費も該当

田中　寿夫（市民派無所属）

録画配信の
２次元コード

◆自治会からの寄付は正しいのか

自治会から消防後援会への寄付は正しいか。

危機管理監 消防団は自治会などが行う催し物にも従事している。消防団を応援する機運の高まりで消防後援会が設立され、地元から慰労の意味で寄付が行われているものと認識している。

◆寄付が正しいと判断した根拠は

消防団は今年度、消防後援会から933万円以上も受領しているが、消防団活動での使途は。また、寄付が正しいと判断した根拠は。

危機管理監 後援会費の使途は、分団から後援会費の決算報告書の提出を依頼し確認した。後援会費の受領が明確に違法であると示されておらず、消防後援会の意思を尊重し受領していた。

◆寄付金を受け取ることについての市長の見解は

消防団条例では職務に対し金品の寄贈、接待を受けたり請求してはならないと定めており、消防団又は団員の名義で寄付金を募る行為を禁止しているが、消防後援会から寄付金を受け取ることは正当か。

市長 消防後援会の寄付が、消防団員の結束力の強化や地元の情報交換の場の創出、献身的な活動に対する慰労などを目的としていると思われ、消防団の存在意義や役割を評価する中で、今後の対応は、消防団と消防後援会のご意見も伺いながら、判断すべきと考える。